

平成18年度河内長野市奨学金応募資格変更について

昨年度（平成17年度）までは、河内長野市奨学金の応募資格のひとつに「生活保護世帯」が入っていましたが、生活保護制度の改正に伴い、平成17年度から生活保護世帯については授業料・入学金・教材費・学用品等の高等学校就学費が生活保護費の中で給付されることになりました。

これを受けて大阪府立高等学校等授業料減免制度や大阪府私立高等学校等授業料軽減助成制度についても平成18年度から生活保護世帯の取り扱いが見直しされたところであります。

このような中で、河内長野市奨学金についても次の点を考慮して応募資格から生活保護世帯を除外させていただくことになりました。

- 1．生活保護世帯に対する高等学校等就学費（生業扶助）が給付されることになった。
- 2．大阪府立高等学校等授業料減免制度について
18年度から、全学年について減免対象者から除外する。
- 3．大阪府私立高等学校等授業料軽減助成制度について
18年度から生活保護費において、府立高校の授業料相当額（14万4千円）の給付を受けることを前提として、各学校の授業料に応じ授業料軽減助成の給付額を減額する。